

# 業務改善助成金受給後の手続き

※労働局長に対し受給後の解雇、賃金等の状況を報告するため状況報告を提出してください。

この報告を行わない、または虚偽の報告を行った場合には、交付決定を取り消し支給した助成金を回収する場合があります。

様式第8号

平成28年 ○月 ○日

STEP  
4

## ①状況報告(交付要領様式第8号)

1 労働局長の**交付額確定**通知書に示す文書番号を記入してください。

2 STEP1後の交付決定日が、**■9月30日までに決定した場合**…翌年3月31日までの状況を4月30日までに  
**■10月1日以降に決定した場合**…交付決定日の6か月後までの状況を1か月以内に

様式第8号

平成28年 ○月 ○日

〒□□□-□□□□ (TEL○○○-○○○-○○○)

助成事業主 住所 盛岡市○○町○○-○

氏名 株式会社○○  
代表取締役社長 ○○○○ 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

状 況 報 告

1 平成27年○○月○○日付け岩労発基 0000 第○号をもって交付額確定の通知を受けた平成27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、平成28年3月31日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

1 対象期間について  
交付決定日の6月前から平成28年 3月31日まで

2 解雇等※の状況について  
解雇等の事実は一切ありません。

3 賃金引上げ計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について  
賃金引き上げ計画に基づいて平成27年○月○日に引き上げた賃金は、引き続きその額で支払っています。平成○○年○月○日付けで労働者○名を採用しましたが、その賃金額は、事業場内最低賃金時間給760円と同額とし、引き続きその額を支払っています。

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほかに、①その者の非違によることなく勲褒を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

## 参 考

### 助成事業実施中のその他の手続き

交付決定後から助成事業完了までの間に、申請時の助成事業の内容などに変更が生じた場合は、手続きが必要となります。詳しくは岩手労働局賃金室にお尋ねください。

- (1) 申請の取り下げ(交付要綱第7条関係)
- (2) 計画変更の申請および承認(交付要綱第9条関係)
- (3) 助成事業の中止または廃止の申請(交付要綱第10条関係)
- (4) 事業遅延の届出(交付要綱第11条関係)
- (5) 状況報告(交付要綱第12条関係)

お問い合わせ・申請先

岩手労働局

労働基準部 賃金室

Tel 019-604-3008

〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15

盛岡第2合同庁舎 5階